

## 処遇改善加算 行動指針

令和7年4月10日

区 分	内 容
入職者促進に向けた取組	①他産業からの転職者、主婦層、中高年齢総等、経験者・有資格者等幅広い採用の仕組みの構築
	②職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	①研修の受講支援等を行い、専門性の高い介護技術者の養成に努める
	②エルダー・メンター制度等導入
両立支援・多様な働き方の推進	①職員の事情等の状況に応じた、働き方改革の推進を図る
	②有給休暇の取得促進を図る
腰痛を含む心身の健康管理	①業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等、相談体制の充実を図る
	②職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援や腰痛対策の研修の実施
生産性向上の為の取り組み	①現場の課題の見えるかを図り業務改善を図る
	②5S活動などの実践により職場環境の整備を図る
	③業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫による情報共有や作業負担の軽減を図る
やりがい・働きがいの醸成	①ミーティング等によりコミュニケーションの円滑化を図り、個々の職員の気づきを促し、勤務環境や ケア内容の改善を図る
	②利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	③ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供